



防災・減災活動企画書

2022年6月4日

シャルム浦安理事会
シャルム浦安支援委員会

防災・減災活動企画書

目次

	頁
1 防災・減災活動の背景.....	1
2 防災・減災活動の目的.....	1
3 防災・減災活動の基本方針	1
4 防災・減災活動の実施体制	2
5 作業スケジュール	2
6 防災・減災活動の主たる成果品	3
7 最近 5 年間に実施した防災・減災活動	4
8 防災・減災活動上の留意事項	4

付 表

- 表 3.1 段階的作業方法の期間及び主たる作業内容
 表 5.1 最近 5 年以内の防災活動

付 図

- 図 5.1 作業スケジュール

防災・減災活動企画書

1. 防災・減災活動実施の背景

当マンションを取り巻く自然環境および社会環境は、厳しい状況にあります。自然環境に対しては、震度6以上の大規模地震の発生確率が高くなっていること、および標高1m余という立地条件上、気候温暖化に起因するゲリラ豪雨や線状降水帯の発生による内水面氾濫の可能性が懸念されます。一方、社会環境に目を向ければ、収束しないコロナウィルス感染や居住者の高齢化による様々な問題に直面しています。このような状況に鑑み、シャルム浦安支援委員会は、防災・減災活動の早期実施の必要性を考え、適切な活動方法とそれを実施する活動体制の構築を明確にした「防災・減災実施計画書」を作成し、これに基づいた活動を実施することに致しました。さらに、「適正管理評価制度」の5つ星を取得の条件に防災・減災活動が含まれていることも上記必要性の要因です。

2. 防災・減災活動の目的

防災・減災活動の目的は、当マンションに住む居住者が自然災害および社会災害に対し、無事に暮らせる環境を構築し、かつ維持することです。

3. 防災・減災活動の基本方針

当マンションの防災活動を適切に、かつ円滑に行うため、基本方針を以下のように定めました。

- (1) 基本方針 1: 効果に注視した実践的な活動・減災方法の採用
- (2) 基本方針 2: 持続可能な活動・減災活動を目指し、当マンションの特性を反映
- (3) 基本方針 3: 幅広い情報を収集・適用するため関連機関との密なる連携
- (4) 基本方針 4: 段階的作業方法の適用

【基本方針 1: 効果に注視した実践的な活動方法の採用】

防災活動は、持続的に行うことが肝要である。そのためには、活動効果が明確になる実践的な活動方法を適用します。一つの方策として、居住者へのアンケートを通じて、居住者の方々の防災活動に対する意見を幅広く聞き、活動に出来るだけ反映するようにします。このことにより、防災活動への関心を深めて頂くことが期待出来ると考えます。また、実践的な活動方法を適用するため、過去に自然災害を不幸にも被った地域での教訓に基づいた各種対応策を参考に致します。

【基本方針 2: 持続可能な防災活動を目指し、当マンションの特性を反映】

当マンションの世帯数は65戸で、中規模のマンションです。居住者の特性として、半数近くが50才以上で、かつ70歳以上が約1/4を占めており、単身で住まわれている方もかなり居られます。建物に目を向ければ、築40余年経っているにも関わらず良好ですが、2棟に関し、エレベーターが一基しかなく、停電などの非常時では円滑な移動が難しい状況です。地形は平坦ですが、標高が1m余りしかなく降雨強度が大きい場合や潮位によっては機械排水で対処しています。こういった当マンションの特性を重視して、簡易で持続性のある防災活動を目論みます。現時点では、先に述べた居住者へのアンケートにより、居住者の方々の意向を把握します。このため、調査項目を吟味し、持続可能な防災・減災活動計画の策定に資するものとしします。

【基本方針 3: 幅広い情報を収集・適用するため関連機関との密なる連携】

限られた時間内に、効率良く作業を実施するためには、関連情報を収集・分析し、活用することが効果的です。このため、インターネットなどで情報を収集すると同時に、千葉県や市川市などの関連部署へ適時連絡を行い、最新かつ重要情報の取得に注力します。特に、今回は、外部機関と連携して防災・減災活動の資料を作成することになっていることは、当マンションの防災・減災活動を推進していく上で大きなメリットとして捉え、この連携を最大限活用・反映します。

【基本方針 4: 段階的作業方法の適用】

防災・減災活動と一言で言えるが、その作業量が多い。この作業量を効率良く、実施していくため、以下の段階的作業方法を適用します。

表 3.1 段階的作業方法の期間及び主たる作業内容

段 階	期 間	主たる作業内容
第 1 段階	2022/06～2022/11	関連資料・情報の収集・分析
第 2 段階	2022/12～2023/11	防災・減災実施計画の作成・最終化
第 3 段階	2023/12～	防災・減災活動の本格的実施

なお、作業期間に関しては、外部機関との連携もあることから、外部機関から提案された作業予定表により、調整・最終化します。

4. 防災・減災活動の実施体制

防災・減災活動の実施体制は、段階的作業に伴い 2 本立てとします。即ち、①実施体制-1: 関連資料・情報の収集・分析にもとづく防災・減災活動実施計画の作成と②実施体制-2: 防災・減災活動の本格的実施です。

(1) 実施体制-1: 関連資料・情報の収集・分析にもとづく防災・減災活動実施計画の作成

防災・減災活動実施計画の素案の作成までの活動は、支援委員会内に作業部会を設置して対応します。作業部会のメンバーは、支援委員会の委員及び声掛けして興味を示して下さる方をお願いする予定です。このため、毎月に発行する活動報告書では、その都度参加依頼を掲示します。なお、防災・減災活動実施計画の素案への、居住者の反応状況に応じて、作業部会の防災・減災活動実施委員会への早期発展的移行も視野に入れていきます。

(2) 実施体制-2: 防災・減災活動の本格的実施

防災・減災活動実施計画に基づいた防災・減災活動の本格的な実施は、理事会の下部機関として既に組織化された防災・減災活動実施委員会かこの時点で設置する防災・減災活動実施委員会により行われる計画とします。市川市条例によれば、防災・減災活動が組織化された場合は、必要防災器具の購入などに補助金が受けられることから、その条件を満たすような組織の設立を目指します。この組織設立で重要なことは、適切な防災・減災活動の持続性を確保することであり、そのため防災・減災活動に興味があり、やる気のある適正なリーダーを選出すべきと考えます。

5. 作業スケジュール

2022 年 6 月から防災・減災活動作業を開始する計画です。上述のように防災・減災活動は外部機関と連携して行うことから、外部機関のスケジュールを考慮する必要があります。しかしながら、現時点では外部機関のスケジュールが未だ明らかになっていないので、以下のような作業スケジュー

ールを暫定的に決めました。

作業項目	2022		2023				備考
	III	IV	I	II	III	IV	
資料・情報の収集	■						関連機関から収集
防災・減災活動のアンケート調査		▲					
防災・減災活動実施計画の案作成		■	■	■	■		含む防災・減災活動手引き書
防災・減災活動の説明会開催			▲				総会時に説明
防災・減災訓練の実施				▲			市川市や消防署と連携
防災・減災活動実施計画の最終化					■		
防災・減災活動実施委員会の設立						▲	
防災・減災活動の本格実施						→	
定例会議の開催							支援委員会と兼用
防災・減災活動報告書の作成・掲示	▲▲▲	▲▲▲	▲▲▲	▲▲▲	▲▲▲	▲▲▲	▲▲▲ 月例報告書として作成

図 5.1 作業スケジュール

上表に示されたように、防災・減災活動実施計画作成と並行して、防災・減災訓練（消防訓練）を市川市南消防署に依頼して、少なくとも年1回実施することとします。

6. 防災・減災活動による主たる成果品

防災・減災活動の成果品として、① 防災・減災活動実施計画と防災・減災活動手引きの電子ファイルおよびハードコピーの3部を作成します。作業中においては、② 会議の開催と討議事項の報告、活動報告書の作成・掲示、説明会の開催に伴う資料作成と結果報告書の作成及び掲示を行います。これらも成果品の一部となります。

7. 最近5年以内に実施した防災・減災活動

最近5年以内に実施した防災活動は以下のとおりです。

表 5.1 最近5年以内の防災活動

項目	実施年月	備考
AED設置	2019年09月20日	AED設置時の説明会には、16名の居住者が参加
消防訓練	2019年11月23日	管轄消防署により防火・防災につき説明
防災備品の購入	2020年09月～10月	防災備品の強化のため追加購入

8. 防災・減災活動上での留意事項

防災・減災活動を実施していく上での留意事項は下記のとおりです。

- (1) 防災・減災活動の実施に関し、市川市の補助や支援の活用
- (2) 活動作業に伴う、経費の予算化承認取得
- (3) 居住者の防災活動に関する意見聴衆のためのアンケート調査の実施
- (4) 活動状況の適時報告及び掲示
- (5) 協力者の発掘
- (6) 防災・減災訓練の定期的実施
- (7) 防災・減災に関連する最新情報の発信
- (8) コンプライアンスの範囲内で、居住者の状況把握



マンションで自主防災組織をつくりましょう！！

災害時には、住民が相互に力を出し合い、助け合う（共助）ことが大事で、住民自らが命を守り助け合うために、日頃から救助・救出、避難方法、災害時のルールづくりなどの検討やそれらの実施をする組織が必要不可欠です。